

教 育 委 員 会 日 程

1 日 時 令和6年6月21日(金) 午後3時00分から

2 場 所 教育委員会室

3 日 程

議決事項

第1 議案第35号 教育委員会関係予算案に関する意見聴取について

第2 議案第36号 墨田区立幼稚園の入園不許可処分に対する審査請求に係る裁決について

第3 議案第37号 行政財産使用許可(八広小学校)について

報告事項

第1 教育課題の進捗状況について(資料1)

第2 令和5年度定期監査(第2回)等の結果に基づき区長等が講じた措置の公表について(資料2)

第3 PTA退任役員に対する感謝状の贈呈について(資料3)

議案第 35 号

教育委員会関係予算案に関する意見聴取について

上記の議案を提出する。

令和 6 年 6 月 21 日

提出者 墨田区教育委員会教育長 加 藤 裕 之

(提案内容)

別紙の意見聴取に対し、異議ない旨回答する。

(提案理由)

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定により、墨田区長から意見聴取があり、回答する必要がある。

補正予算概要

1 旧あわの自然学園その他工事の内容変更に伴う補正予算について

(1) 目的

当事業は、令和5年度に事業に着手し、令和6年度末に事業完了を予定している。現在の進捗状況は、建物の解体が完了し、浄化槽の解体及び敷地全体の造成工事の準備作業を行っている。

事業箇所は、栃木県鹿沼市の山岳部に位置し、山岳部特有の土地事情が影響し、課題が発生している。

一点目は、浄化槽の地下部分を撤去する際に周囲地盤の崩壊や土砂の流れを防止するために設置が必要な山留めが、地中に埋設されている大量の石の影響で設置できず、特殊な工法での施工が必要となる。

二点目は、建物解体跡地の造成予定箇所から想定以上に大量の湧水が湧き出ており、適切に排水するための追加の湧水対策と造成工事に必要な土砂等の追加が必要となる。

上記二点の課題を解決するために区議会定例会6月議会に補正予算を提案する。

(2) 契約変更による影響

施工方法の変更等により、金額に変更が生じる。

(3) 補正予算額

①令和6年度歳出予算補正

事務局費（旧校外施設維持管理費） 70,000 千円

内訳）工事請負費 70,000 千円（追加）

2 二葉小学校屋増築その他工事の不調に伴う補正予算について

(1) 目的

令和6年度から令和7年度に実施を予定し、本年6月に区議会定例会で契約議決を予定していた二葉小学校増築工事について、5月に入札を行った結果、不調となった。不調の主な理由は、物価高騰の影響で区の予定価格を実勢価格が上回っているためである。これらのことから、9月の区議会定例会での契約議決に向けて入札手続きを再度行うため、区議会定例会6月議会に補正予算を提案する。

(2) 契約時期の変更に伴う影響

契約時期の変更に伴い、工期が令和8年2月末から同年7月末に変更となる。また、工期の変更に伴い、供用開始も令和8年4月から同年9月に変更となる。

(3) 補正予算額

①令和6年度歳出予算補正

学校施設建設費（屋内運動場等改築・校舎改修事業費） △128,840 千円

内訳）委託料 11,497 千円（追加）

理由：全体工事費の増加に伴い、工事監理委託料が増加するため
工事請負費 △140,337 千円（減額）

理由：令和6年度の工事期間が短くなるため、中間の部分払いが生
じず、前払い金のみの支出となるため

②令和6年度歳入予算補正

・国庫負担金（教育費負担金） △25,840 千円

・特別区債（教育債） △103,000 千円

③債務負担行為補正

・小学校施設維持管理事業（プール・外壁・受変電設備・窓サッシ改修工事）

期間 令和7年度 → 令和7～8年度

理由：体育館棟増築工事と同時に行うプール改修及び外壁改修工事について
も工期が変更となるため

・屋内運動場等改築・改修事業（二葉小学校）

期間 令和7年度 → 令和7～8年度

限度額 1,290,000 千円 → 1,950,000 千円

理由：工期が変更となるため。また、全体工事費が増加するため

議案第36号

墨田区立幼稚園の入園不許可処分に対する審査請求に係る裁決について

上記の議案を提出する。

令和6年6月21日

提出者 墨田区教育委員会教育長 加藤 裕之

(提案内容)

別紙の通り裁決する。

(提案理由)

令和6年2月16日付けで提起のあった、墨田区立八広幼稚園の入園不許可処分に係る審査請求について、別紙「裁決書」のとおり裁決をする。

区立幼稚園の入園不許可処分に対する審査請求に係る裁決（案）概要

1 趣旨

令和6年2月16日付けで提起のあった、墨田区立八広幼稚園の入園不許可処分に対する審査請求について、裁決（案）を以下のとおり作成したので、情報提供する。

2 裁決（案）

別紙のとおり

3 裁決（案）の概要

(1) 主文

本件審査請求を棄却する。

(2) 理由

ア 本件の争点

(ア) 本件処分は、規則第5条に違反しているか。

(イ) 本件処分は、行政手続法に違反しているか。

(ウ) 学級編制しないことの妥当性とその根拠について

イ 争点に係る検討内容

(ア) 規則第5条に違反について

処分庁は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第21条第4号に基づき幼児の入学に関することを管理し、及び執行する権限を有するものであり、同法第15条第1項の規定に基づき制定される規則は、その権限を規則で定める範囲内に制限するものではないので、規則に具体の規定がないことにより、法律に基づく権限で行われた行為が違法又は不当なものとなることはない。

(イ) 行政手続法違反について

行政庁の審査基準の設定について定めた行政手続法第5条の規定は、処分の先例がない、処分が稀である等の理由によって、法令の定め以上に具体的な基準を定めることが困難な場合には、審査基準を定めることを要しないと解されており、処分庁においては、必要とされる教育課程の実施が可能とされる1学級当たりの最少人数についてこれまで具体的な検討が行われておらず、実際の入園希望者の数に応じて教育課程の編成を検討する段階になって初めて、学校教育法等で定める必要な幼稚園教育としての適正な質を担保することが困難であることが判明したものであることを踏まえると、最少の入園希望者数に関する基準を定めていないことについて不合理な点はないので、同法に違反するものではない。

(ウ) 学級編制しないことの妥当性とその根拠について

幼稚園教育において求められる幼児の資質・能力の育成に当たっては、他の幼児との多様な関わりあいでは達成し得ないものが多くあり、3名のみ

での学級編制では、グループでの活動と学級全体での活動とに差異がないために必要とされる幼稚園教育の実施ができないと処分庁が判断したことについて、不合理な点は認められない。

(3) 結論

以上のとおり、審査請求人の主張は、いずれも理由がないから、行政不服審査法第45条第2項により、主文のとおり裁決する。

3 その他

裁決の議決後、審査請求人に裁決書を送達する。

6 墨教庶第 6 0 8 号

裁 決 書

住 所 [REDACTED]
 審査請求人 [REDACTED]
 処 分 庁 墨田区教育委員会

審査請求人が令和 6 年 2 月 1 6 日に提起した、処分庁による令和 6 年 2 月 9 日付けで審査請求人対して行った墨田区立八広幼稚園の入園不許可処分（以下「本件処分」という。）に係る審査請求について、次のとおり裁決する。

主 文

本件審査請求を棄却する。

事案の概要

本件は、墨田区教育委員会（処分庁）が審査請求人に対して行った本件処分に対し、審査請求人が、この処分は墨田区立幼稚園の入園及び退園に関する規則に違反している等と主張して、処分の取消しを求める事案である。

事 実 関 係

- 1 処分庁は、令和 5 年 1 0 月 3 1 日から同年 1 1 月 2 日までの間において、墨田区立幼稚園の令和 6 年度新 4 歳児の入園募集を行った。
- 2 審査請求人は、令和 5 年 1 0 月 3 1 日に処分庁に対し、[REDACTED]の墨田区立八広幼稚園への入園に係る入園申込書を提出した。
- 3 処分庁は、上記 1 の入園募集に対する墨田区立八広幼稚園への入園申込者が 3 人であったことから、学校教育法（昭和 2 2 年法律第 2 6 号）、同法施行規則（昭和 2 2 年文部省令第 1 1 号）及び幼稚園教育要領（平成 2 0 年文部科学省告示第 2 6 号。以下これらを総称して「学校教育法等」という。）に定められた必要な幼稚園教育を実施することができないと判断し、同幼稚園における令和 6 年度新 4 歳児に係る学級編制を行わないこととし、令和 6 年 2 月 9 日付けで審査請求人に対して本件処分を行い、その旨を通知した。
- 4 審査請求人は、行政不服審査法（平成 2 6 年法律第 6 8 号）第 2 条に基づいて、令和 6 年 2 月 1 6 日付けで本件処分に対する審査請求を行った。

- 5 審査庁は、令和6年2月22日付けで審査請求人から審査請求書の訂正（請求理由の要点の明確化）の申立てがあり、審査庁において訂正内容を確認した結果、請求の要旨に変更等がなかったため、これを認めて受領した。
- 6 審査庁は、令和6年3月28日付けで処分庁から弁明書が提出されたため、同月29日付けで審査請求人に対し弁明書を送付した。
- 7 審査庁は、弁明書に対する反論書の提出期限を令和6年4月24日としていたが、同日を経過しても審査請求人からの反論書の提出はなかった。

審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

審査請求人は、審査請求書（令和6年2月16日付けで提出があったもの及び同月22日付けで内容の訂正があったものを含む。）において以下のとおり主張し、本件処分を取り消すよう求めている。

- (1) 墨田区立幼稚園の入園及び退園に関する規則（昭和53年墨田区教育委員会規則第7号。以下「規則」という。）第5条違反について

本件処分は、規則に定めがない事由により行われたものであり、入園の不許可について定める第5条第5項（審査請求書 4 添付書類（1）の（3）においては「第5条第5条」とあるが、「第5条第5項」のことでありと解される。）の規定に違反する。

- (2) 行政手続法違反について

本件処分に係る理由において、入園申込者数が3名では、学校教育法等に定められた必要な幼稚園教育を実施することができないとしているが、区立幼稚園で必要な幼稚園教育を実施するための必要最少人数について告知されていない。これは、行政手続法に違反する。

- (3) 学級編制しないことの妥当性とその根拠について

前年度は入園申込者数が5名で学級編制（審査請求書 4 添付書類（1）の（2）及び（3）においては「学級編成」とあるが、「学級編制」のことでありと解される。）したのに対し、本年度は3名であったため学級編制しないこととしているが、学級編制をする・しないを判断する明確な基準が不明である。また、入園申込者数が3名では必要な幼稚園教育を実施することができないとする法的根拠が不明である。

2 処分庁の主張

処分庁は、弁明書において、以下のとおり主張し、本件処分に違法又は不当な点はないため、本件審査請求は棄却されるべきであるとする。

- (1) 規則第5条違反について

規則第5条第5項は入園を不許可とする場合の規定であるが、これは、入園申込みに係る幼児等が規則第4条に定める入園資格を満たさない場合を規定するものである。しかし、本件処分は、入園申込みに係る幼児の不許可事由の有無に

基づいて行ったものではなく、規則より上位の学校教育法等で定める必要な幼稚園教育を実施することが困難であると判断したことによるものである。

(2) 行政手続法違反について

幼稚園設置基準（昭和31年文部省令第32号）第3条には、一学級の上限数の定めがあるが、最低何名以上から学級編制すべきかの基準は明示されていないことから、学級編制に係る裁量は、学校教育法等の趣旨に基づく合理的な範囲内で、処分庁に委ねられていると解される。

(3) 学級編制しないことの妥当性とその根拠について

本件処分に当たっては、本件処分に係る幼稚園の入園希望者数の人員では、幼稚園教育における重要な課題の一つである同年代の幼児との集団生活を営む環境を与えることなど、幼児教育において満たすべき教育課程の実施は困難であると判断し、学級編制を行わない決定をしたものであり、その判断に違法、不合理な点又は裁量権の逸脱はない。

理 由

1 本件の争点

本件の争点は、以下のとおりである。

- (1) 本件処分は、規則第5条に違反しているか。
- (2) 本件処分は、行政手続法に違反しているか。
- (3) 学級編制しないことの妥当性とその根拠について

そこで、順次上記の争点につき検討する。

2 規則第5条違反について

審査請求人は、本件処分は入園の不許可について定める規則第5条第5項の規定にない事由により行われたものであり、同項の規定に違反するとしているが、処分庁は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第21条第4号に基づき幼児の入学に関することを管理し、及び執行する権限を有するものであり、同法第15条第1項の規定に基づき制定される規則は、その権限を規則で定める範囲内に制限するものではないので、規則に具体の規定がないことにより、法律に基づく権限で行われた行為が違法又は不当なものとなることはない。

なお、規則は、区立幼稚園の入園及び退園に関する必要な事項として、入園資格（第4条）、入園申込に係る手続（第5条）等について定めるものであるが、規則においては、入園資格の適合性に係る選考により入園を許可・不許可とする規定（第5条第3項から第5項まで）しかなく、申込者数が定員を超えて抽せんから外れた場合をはじめ、申込者個別の属性等によらないその他の要因又は事由による入園不許可に係る規定が一切設けられていない。

このことは、申込者に対し、入園資格に適合しない場合に限って入園が不許可となるといった誤解を与えるものであり、あらかじめ個別具体的な想定ができなくとも、申込者の入園資格の適合性の有無とは別の要因により入園を不許可とせざるを

得ない事象が生ずる可能性があることは予見が可能であるため、最低限でも包括的な規定はあつてしかるべきであるとの見解もあるが、このことをもって、規則に基づき行われた行為や法律に基づく権限で行われた行為が違法又は不当なものとなることはないことは、前述のとおりである。

3 行政手続法違反について

審査請求人が違反していると主張する行政手続法の具体的な条項は判然としなが、審査請求書において「区立幼稚園で必要な幼稚園教育を実施するための必要最少人数について告知されていない」としていることから、行政手続法第5条（審査基準）の規定であると解して検討する。

行政手続法第5条は、行政庁は審査基準を定めるものとされ（第1項）、その審査基準は許認可等の性質に照らしてできる限り具体的なものとしなければならない（第2項）、備付けその他の適用な方法により公にしておかなければならない（第3項）と規定している。

しかし、「行政手続法事務取扱ガイドライン」（令和6年3月総務省行政管理局）によると、『処分の先例がない、処分が稀である又は当面申請が見込まれない等の理由によって、法令の定め以上に具体的な基準を定めることが困難な場合には、審査基準を定めることを要しないと解されている。』とあることから、あらゆる事態を想定して、その全てに対応した審査基準を定めることまでは要請されていないものである。

なお、当該ガイドラインは、令和6年3月に作成されたものであるが、国及び地方公共団体等における行政手続の実務を的確に行うことを目的として作成されたもので、新たな法解釈に基づくものではないことを付言しておく。

区立幼稚園は、義務教育である小学校への入学とは異なり、入園（利用）は任意であるほか、私立幼稚園、保育園や認定こども園の利用などの選択肢が多くあることから、当該地域に住民登録がある就学前の幼児数等により入園見込み者数を予測することは困難である状況において、処分庁は入園募集を実施しているものと認められる。

また、審査庁が処分庁に対して確認を行ったところ、処分庁は、年々入園者が逡減していた状況とはいえ、学校教育法等で定める必要な幼稚園教育の実施が可能な1学級当たりの最少人数について、これまで具体的な検討を行っておらず、入園希望者の募集時においては、その数が僅少であったとしても教育課程の実施が可能であると想定しており、実際の入園希望者の数に応じて教育課程の編成を検討する段階になって初めて、学校教育法等で定める必要な幼稚園教育としての適正な質を担保することが困難であることが判明したとのことであり、そのことを踏まえると、最少の入園希望者数に関する基準を定めていないことについて不合理な点はない。

したがって、本件処分は、行政手続法第5条に違法するものではない。

4 学級編制しないことの妥当性とその根拠について

学校教育法第22条及び第23条において、幼稚園教育の目的と目標について規定されており、これらの目的及び目標を実現させるための具体的な基準として、同

法第25及び学校教育法施行規則第38条に基づき「幼稚園教育要領」が文部科学大臣によって定められており、幼稚園教育は、この幼稚園教育要領に則って実施されるものである。

幼稚園教育要領においては、幼稚園教育において育みたい資質・能力を示し、小学校教育との円滑な接続を図るために「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」として、「健康」、「人間関係」、「環境」、「言葉」及び「表現」のそれぞれの領域について指導する事項が示されている。

これらの事項に基づき、毎年度、在籍する幼児の人数等に応じて教育課程の編成や具体的な活動等の計画策定を行うものであるが、幼稚園教育要領第3章第1の1に一般的な留意事項として、「(6)幼児の行う活動は、個人、グループ、学級全体などで多様に展開されるものである」とされているように、幼児の資質・能力の育成に当たっては、他の幼児との多様な関わりあいでは達成し得ないものがあり、3名のみでの学級編制では、グループでの活動と学級全体での活動とに差異がなく、「多様に展開」することは困難であるために必要とされる幼稚園教育の実施ができないと処分庁が判断したことについて、不合理な点は認められない。

また、処分庁が弁明書において主張するとおり、幼稚園設置基準第3条においては1学級の幼児数の上限についての定めはあるが、下限についての定めはないので、処分庁においてどのような学級編制を行うかは、学校教育法等の趣旨に反しない範囲内において裁量権を有するものであるため、本件処分に係る幼稚園への入園希望者が3名であったことにより、処分庁が当該幼稚園において学校教育法等に基づく必要な幼稚園教育の実施が困難であると判断し、学級編制を行わなかったことに裁量権の逸脱又は濫用はないものと認められる。

5 結論

以上のとおり、審査請求人の主張は、いずれも理由がないから、行政不服審査法第45条第2項により、主文のとおり裁決する。

令和6年 月 日

審 査 庁 墨田区教育委員会

- 1 この裁決については、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、墨田区を被告として（訴訟において墨田区を代表する者は墨田区教育委員会となります。）裁決の取消しの訴えを提起することができます。ただし、この裁決の取消しの訴えにおいては、不服申立ての対象とした処分が違法であることを理由として、裁決の取消しを求めることはできません。処分の違法を理由とする場合は、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、墨田区を

被告として（訴訟において墨田区を代表する者は墨田区教育委員会となります。）、
処分の取消しの訴えを提起することができます。

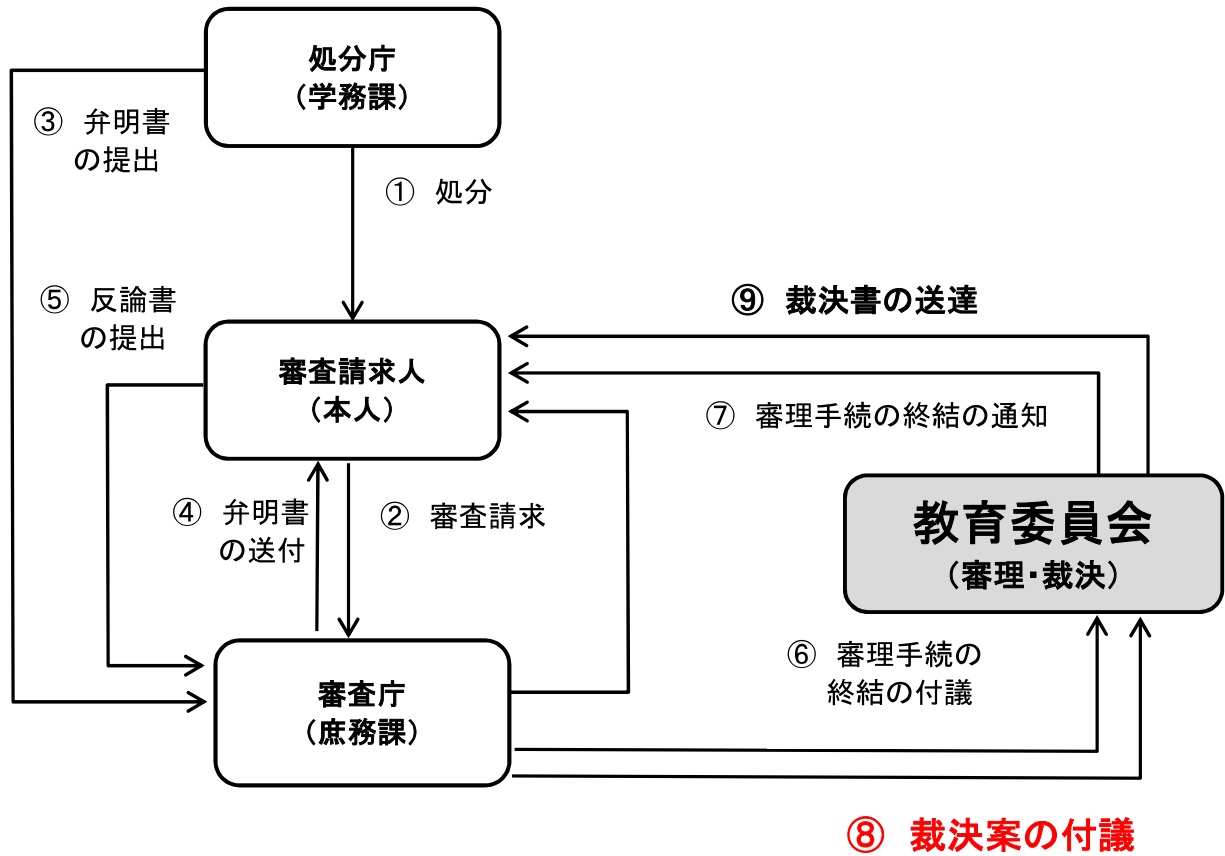
- 2 ただし、上記の期間が経過する前に、この裁決があった日の翌日から起算して1
年を経過した場合は、裁決の取消しの訴えや処分の取消しの訴えを提起することは
できなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの裁決があっ
た日の翌日から起算して1年を経過した後であっても裁決の取消しの訴えや処分
の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

本書は、裁決書の謄本である。

令和6年 月 日

墨田区教育委員会

審査請求の関係手続フロー図
 (教育委員会が処分庁及び審査庁の場合)



議案第 37 号

行政財産使用許可（八広小学校）について

上記の議案を提出する。

令和 6 年 6 月 21 日

提出者 墨田区教育委員会教育長 加 藤 裕 之

（提案内容）

別紙のとおり許可する。

（提案理由）

八広小学校の土地について、行政財産使用許可申請があったので、墨田区公有財産管理規則第 21 条の 2 第 1 号の規定により、使用を許可する必要がある。

行政財産使用許可（八広小学校）について

1 趣旨

令和6年5月27日付けで、東京都水道局から八広小学校の土地に係る行政財産使用許可申請があった。当該申請は、八広小学校の校庭の地中に埋設されている配水管の撤去工事に使用するものであり、申請内容について確認したところ、学校の管理運営上支障がないものと認められるため、行政財産の使用を許可する。

2 財産の表示

名 称 八広小学校

所在地 墨田区八広五丁目113番2

種 類 土地

数 量 776.7㎡

3 使用を許可する相手

住 所 江東区新砂一丁目7番2号

氏 名 東京都水道局東部第一支所長 土本 哲也

4 使用期間

令和6年7月21日から令和6年9月1日まで

5 使用目的

配水管（900mm～150mm）撤去工事のため

6 使用料

免除（本区の八広小学校改築事業に伴い行う工事であるため）

7 関係資料

別紙のとおり

行政財産使用許可申請書

6水東一支庶第53号
令和6年5月27日

墨田区教育委員会 様

住 所 東京都江東区新砂一丁目7番2号

氏 名 東京都水道局東部第一支所長

土 本 哲 也



下記のとおり墨田区行政財産の使用許可を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

記

使用物件	所在地	墨田区八広5-113-2
	種類	土地
	名称	八広小学校
	数量	776.7㎡
使用期間		令和6年7月21日から令和6年9月1日まで
使用目的		配水管（900mm～150mm）撤去工事
備考		施工部署；東部第一支所配水課工事担当 市川 連絡先：3640-4178 施工業者：佐々並建設株式会社 （所在地：江戸川区西篠崎2-24-11） 連絡先：3676-7766 現場代理人：島田（090-1534-7037）



担当部署：庶務課経理担当

担当者：村田 加藤

連絡先：3640-4039

行政財産使用料減額(免除)申請書

6水東一支庶第53号
令和6年5月27日

墨田区教育委員会 様

住 所 東京都江東区新砂一丁目7番2号
氏 名 東京都水道局東部第一支所長
土 本 哲 也



下記のとおり、行政財産使用料の減額(免除)を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

記

使用物件	所在地	墨田区八広5-113-2
	種類	土地
	名称	八広小学校
	数量	776.7㎡
使用期間		令和6年7月21日から令和6年9月1日まで
使用目的		配水管(900mm~150mm)撤去工事
減額(免除)を受けようとする理由		本工事は、墨田区の八広小学校改築事業に伴い行うものであるため。

工 事 概 要 書

工事件名： 墨田区八広五丁目 12 番地先から同区八広五丁目 15 番地先間

配水管 (900mm～150mm) 撤去工事

工事場所： 東京都墨田区八広五丁目 12 番地先から同区八広五丁目 15 番地先間

工事期間： 令和 6 年 7 月 2 1 日から令和 6 年 9 月 1 日まで

工事概要： 取替困難管撤去及び維持管理上不要となる管路の撤去を目的として、配水管 (内径 900mm から 150mm まで) 撤去工事を施工する。

工事内容： 撤去管 配水本管 (900mm)-100.7m、配水小管(150mm)-103.7m

施工方法： 開削工法

施工部署： 東部第一支所配水課工事担当 市川

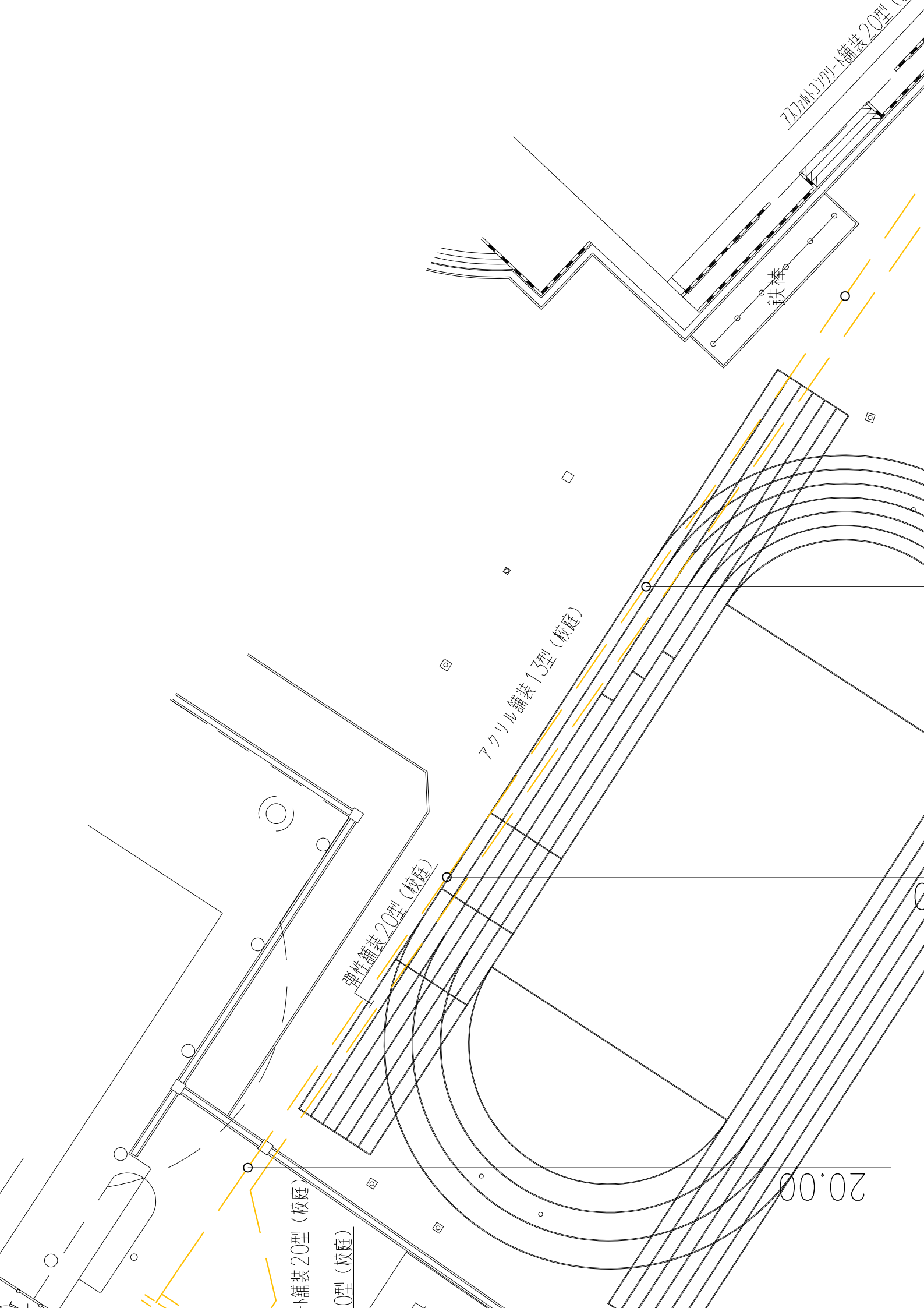
連絡先:3640-4178

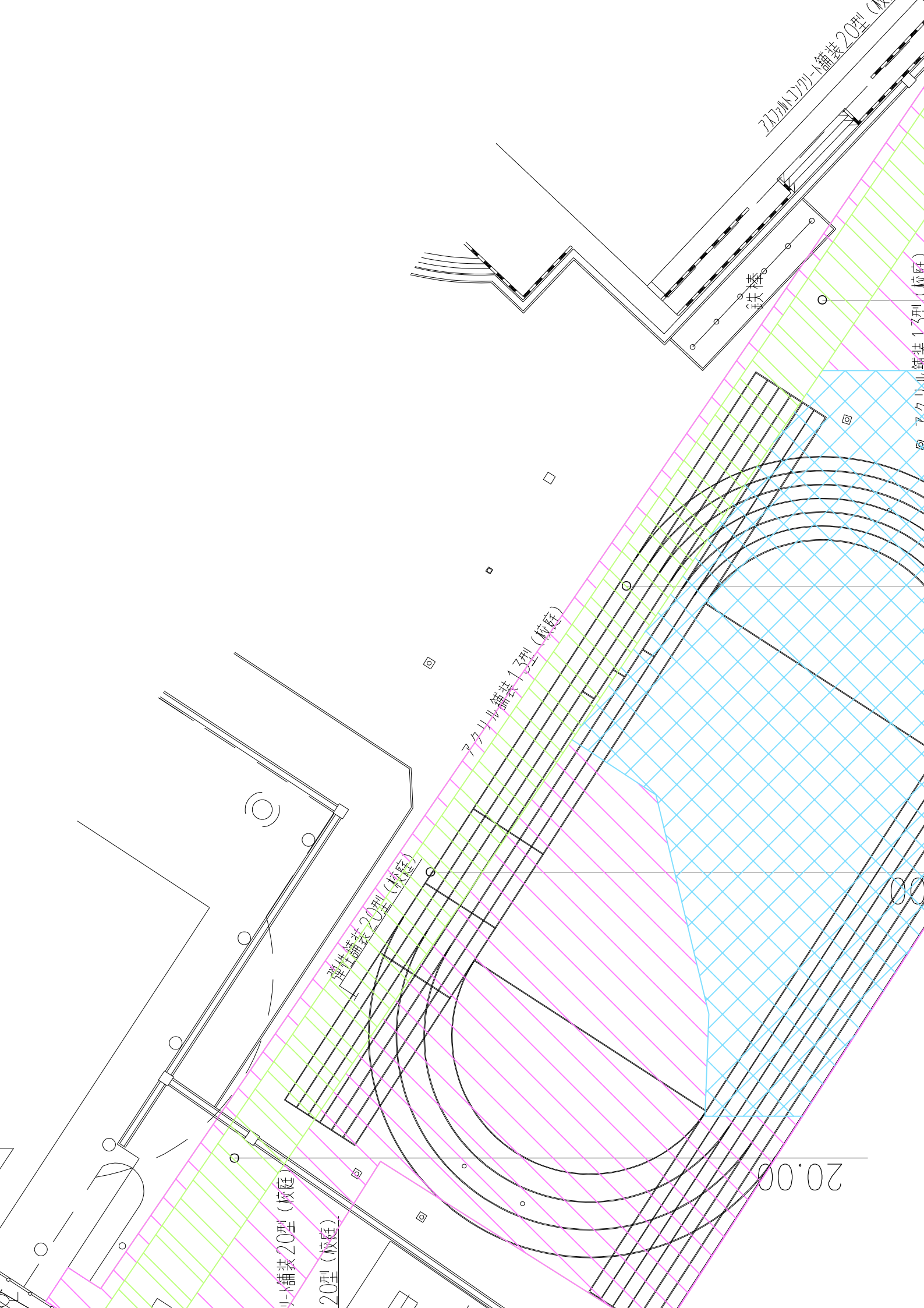
施工業者： 佐々並建設株式会社

(所在地:江戸川区西篠崎 2-24-11)

連絡先:3676-7766

現場代理人: 島田 (090-1534-7037)





(案)

第 号

行政財産使用許可書

住所 東京都江東区新砂一丁目7番2号

氏名 東京都水道局

東部第一支所長 土本 哲也

令和6年5月27日付けで申請のあった墨田区行政財産の使用については、地方自治法第238条の4第7項の規定により、下記の条件を付して許可する。

令和6年 月 日

墨田区教育委員会

記

(使用物件)

第1条 使用を許可する物件（以下「使用物件」という。）は、次のとおりとする。

所 在 墨田区八広五丁目113番2

種 類 土地

名 称 八広小学校

数 量 776.7m²

使用部分 別紙図面のとおりに

(用途)

第2条 使用者は、使用物件を配水管の撤去工事の用に供しなければならない。

(使用期間及び更新をする場合の申請)

第3条 使用期間は、令和6年7月21日から令和6年9月1日までとする。

2 前項の使用期間を更新しようとするときは、使用期間満了日の3月前までに書面をもって墨田区教育委員会に申請し、その許可を受けなければならない。

(使用料)

第4条 使用料は、免除とする。

(経費の負担等)

第5条 使用者は、使用物件の維持保存のため通常必要とする経費のほか、当該使用物件に付帯する電話、暖房、電気、ガス、水道等の諸設備の実費を負担しなければならない。

(使用上の制限)

第6条 使用者は、使用物件の現状を変更し、若しくは使用物件に修繕を加え、又は使用物件に工作物を設置してはならない。ただし、あらかじめ詳細な理由を付した書面

をもって墨田区教育委員会に申請し、その承認を受けたときは、この限りでない。

(転貸譲渡の禁止)

第7条 使用者は、使用許可に基づく権利を担保に供し、若しくは第三者に譲渡し、又は使用物件を転貸してはならない。

(使用許可の取消し又は変更)

第8条 次のいずれかに該当する事由が生じたときは、当該使用許可を取り消し、又は変更することができる。

- (1) 公用又は公共用に供するため必要を生じたとき。
- (2) 使用物件の管理が良好でないと認められるとき。
- (3) この許可条件に違反する行為があると認めるとき。

(損失の不補償)

第9条 前条の規定により、使用許可の取消し又は変更をした場合において、使用者に損失が生じたとしてもその補償をしない。

(原状回復の義務)

第10条 使用者は、使用期間が満了したとき、使用許可を取り消されたとき、又は使用期間の途中で使用物件を返還しようとするときは、指定された期日までに当該使用物件を原状に回復しなければならない。

(損害賠償)

第11条 使用者は、その責めに帰する理由によって使用物件の全部又は一部を滅失し、又は毀損したときは、当該物件の損害額に相当する金額を損害賠償金として支払わなければならない。ただし、使用者の負担において、原状に回復したと認められたときは、この限りでない。

2 前項に定めるもののほか、使用者は、この許可条件に違反したことにより区に損害を与えたときは、その損害額に相当する金額を損害賠償金として支払わなければならない。

3 前2項の損害賠償金の額は、墨田区教育委員会が算定した額とする。

(有益費等の請求権の放棄)

第12条 使用者は、使用物件の維持、保存又は改良のため支出した有益費、必要費その他の費用については、これを請求しないものとする。

(実地調査等)

第13条 墨田区教育委員会が使用物件について実地に調査し、又は所要の報告を求めた場合は、使用者は、当該調査を拒み、若しくは妨げ、又は報告を怠ってはならない。

(疑義の決定)

第14条 この許可条件について疑義があるとき、又は定めがない事項については、協議の上墨田区教育委員会が決定する。

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に墨田区長に対して審査請求をすることができる（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなる。）。
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、墨田区を被告として（訴訟において墨田区を代表する者は墨田区教育委員会となる。）、処分の取消しの訴えを提起することができる（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができる。

令和6年度 教育課題(特別課題) 執行計画書兼実績報告書

課題No.		1	事業名	不登校防止対策の充実							主管課	指導室		
執行計画	4月		5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
	■校内スモールステッブルームの運用				■支援員へのヒアリング					■支援員へのヒアリング			■支援員へのヒアリング	
	■校内別室学級の運用													
	■巡回教員の活用													
	■スクールソーシャルワーカーの派遣		■連絡会の実施					■連絡会の実施					■連絡会の実施	
	■関係機関との連携													
	■現状の把握・分析													
進捗		○												
実績	5月実績													
	■校内スモールステッブルームの運用 ・校内別室指導支援員による利用生徒の支援 ■校内別室学級の運用（設置校：桜堤中学校） ・在籍人数合計18名（内訳：1年生7名、2年生3名、3年生8名） ■巡回教員の活用（拠点校：吾孺立花中、巡回校：本所中、堅川中、寺島中、文花中） ・巡回校への訪問・支援 ■スクールソーシャルワーカーの派遣 ・学校訪問及びケース対応 合計対応件数：新規41件（内訳：小19名、中22名）、継続66件（内訳：小38名、中28名） ■関係機関との連携 ・適応指導教室【ステップ学級】連絡会開催（5/8） ・自立支援教室【サポート学級】連絡会開催（5/31） ・すみだバーチャルサポートルームの運用（アカウント付与数10名、内訳：小8名、中2名） ■現状の把握・分析 ・毎月の学校からの報告を基に現状を把握・分析 進捗：○													

※進捗 ○：順調、×：遅延、△：その他（ ）

令和6年度 教育課題(特別課題) 執行計画書兼実績報告書

課題No.	2	事業名	学力向上新3か年計画（第3次）の推進							主管課	すみだ教育研究所	
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
執行計画	■墨田区学習 状況調査の実 施（4/23）		■調査結果 速報値集約	■指導のポ イント作成 ■調査結果 （速報値）	■教委報告 ■調査結果 速報値集約	■議会報告 ■指導のポ イント配信 ■学習ふり かえり ■学力向上 ヒアリング	■調査結果 公表（HP）			■学習ふりか えり 		
	■全国学力・ 学習状況調査 の実施（4/18）			■調査結果			■調査結果 公表（HP）					
	■児童・生徒 へのメッセー ジ発出						■児童・生 徒・教員への メッセー ジ発出			■教員への メッセー ジ 発出		
実績	5月実績 ■全国学力・学習状況調査・経年変化分析調査 全国的な学力の状況について、経年の変化を把握・分析し、今後の教育施策の検証・改善に役立てることを目的として、約3年に一度のペースで実施 されている（過去：令和3年度、平成28年度、平成25年度）。経年変化分析調査の実施は全校ではなく、文部科学省が抽出した学校が実施する。 今年度、本区の実施校、実施概要は次のとおり。 小学校 3校（横川小5/30：算数/PBT、言問小5/28：国語/CBT、両国小5/24：算数/PBT） 中学校 3校（両国中5/23：国語/CBT、錦糸中5/14：英語/CBT、吾二中5/31：英語/CBT） ※CBT：WEB（コンピュター）で実施 ※PBT：冊子（紙）で実施 進捗：○											

※進捗 ○：順調、×：遅延、△：その他（ ）

課題No.	3	事業名	墨田区教育センターの開設							主管課	すみだ教育研究所	
執行計画	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
	■事業内容調整	■庁内連絡会	■議会報告 ■関連規則制定・改正	■各課の事業移転準備進捗確認		■人事関連事務 ■初度調弁納品確認	■移転準備 ■オープneseレモニー	■教育センター開設				■新年度準備
	■初度調弁調整	■初度調弁調整										
実績	5月実績											
	■事業内容調整：庁内関係課（行政経営担当・財政担当・ICT推進担当・職員課・総務課・契約課・新保健施設等開設準備担当）と課の開設に向けた連絡会を開催（5/21） 教育センター開設準備代表者会議（6/4）の開催準備※代表者会議は例月で実施予定 ■初度調弁調整：必要物品調査の実施、物品・委託内容の検討・選定 ■規定整備：条例施行規則等の制定準備 進捗：○											

※進捗 ○：順調、×：遅延、△：その他（ ）

6 墨監第146号

令和6年5月27日

墨田区教育委員会教育長
加藤 裕之 様

墨田区監査委員	浜田 将彰
同	大清水 善信
同	小暮 和敏
同	加納 進



令和5年度定期監査（第2回）等の結果に基づき区長等が講じた措置の
公表について（通知）

このことについて、地方自治法第199条第14項の規定に基づき、下記のとおり
措置結果を公表したので、通知いたします。

記

- 1 公表方法
墨田区告示式による。
- 2 公表日
令和6年5月27日
- 3 公表文
別紙のとおり



墨田区監査委員公告第 1 号

令和5年度定期監査（第2回）等の結果に基づき講じた措置について、墨田区長及び墨田区教育委員会教育長からそれぞれ別紙のとおり通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により公表する。

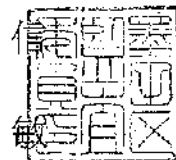
令和6年5月27日

墨田区監査委員

浜 田 将 彰

同

大清水 善



同

小 暮 和

同

加 納 進

令和5年度定期監査（第2回）の結果報告に基づき講じた措置内容等

墨田区教育委員会教育長

指摘事項について

監査結果の内容	措置内容
(1) 定期監査 ア 指摘事項 (ア) 事務事業を行うに当たり、事案の決定手続が確認できないものや事案の決定手続に誤りがあるものがあった。 a 事案の決定手続が確認できないもの (a) 事業の実施、委託、委託契約の改良等に係る起案文書がないものがあった。(学務課、指導室) b 事案の決定手続に誤りがあるもの (g) 墨田区事案決定規程に定める部長が専決を行うものを、課長による専決としているものがあった。(庶務課、地域教育支援課)	ア 指摘事項 (ア) 事務事業を行うに当たり、事案の決定手続が確認できないものや事案の決定手続に誤りがあるものがあった。 a 事案の決定手続が確認できないもの (a) 決定手続に不足していた文書を作成した。今後は、年間契約しているものをすべてリスト化し、起案済みか否かのチェックを行う。 ・事業実施に当たり所定の決定手続を行った。今後は年度当初の起案手続を徹底する。 b 事案の決定手続に誤りがあるもの (g) 誤りについては、不備を修正した。事案決定規定及び約事務規則を正しく理解した上で、今後は不備の無いよう指導・徹底するとともに、組織としてのチェック体制を更に強化していく。 ・事務事業の起案・執行に当たっては、墨田区事案決定規程などの根拠となる各法令等を確認した上で行うよう、継続して周知徹底を行い、事務の適正化に努めていく。

令和5年度定期監査（第2回）の結果報告に基づき講じた措置内容等

墨田区教育委員会教育長

監査委員意見について

監 査 結 果 の 内 容	措 置 内 容
(1) 事務の適正な執行について まず、事務事業の決定手続の漏れが多く、多くの誤で見受けられたが、事務事業の執行に当たり、起案文書を作成し、決定権限を有する者の決定を受けることは、公務の基本である。今後とも、職員一人一人が仕事の手順や根拠の確認を徹底するよう努められたい。 また、事務事業の決定手続の誤りも散見されている。特に、補助金や助成金の申請の際に、要綱等により必要とされている書類の一部が欠けた状態で申請書を受理し、補助金等を交付していたものがあった。これは、当該書類の追加提出を前提に事務を進めていく中で、その提出がないまま支出してしまったものである。申請者の事情を考慮したものと考えられるが、公金の支出手続は、各種規程に則り厳格に行わなければならない。このような誤りが生じないよう、職場内での十分なチェック体制を整備することを望む。 さらに、特殊勤務手当の不適正な支給事例も確認された。原因は、申請時のシステムへの入力ミスや職員の勘違いと思われる。適正な申請・支給に向けて職員一人一人の意識を高まってきたと考えているが、承認者のチェックをはじめ区全体としてのためぬめ取組を継続してもらいたい。	(1) 事務の適切な執行について 指摘事項の事案となった「起案文書がないものがあった」ことについては、公務の基本であることを再認識し、職員一人ひとりが仕事の手順を徹底するよう厳しく指導していく。 また、「事案の決定手続の誤り」については、その重要性を再認識するよう、改めて全職員に周知するとともに、内部統制による組織的なチェック体制を強化するなど、引き続き、管理監督者による適切な指導を繰り返して行く。

過去の定期監査の結果に対する区長等が講じた措置内容については、監査委員に通知され、公表もしている。その中では、再発を防止するための様々な工夫が凝らされており、監査を通じてその効果がある程度発揮されてきているとは感じている。今後も、当該措置内容を全庁で共有し、ミスを未然に防ぐための仕組みを整備するなど、さらに実効性の高い内部統制制度を構築することを希望する。

(2) 大学との連携の取組について

墨田区と両大学は、三者による包括連携協定を令和3年3月25日に締結し、教育・研究に関する人的資源の交流及び知的・物的資源の相互活用、地域産業の活性化や学習支援等の事業の推進などについて、連携し協力することとしている。

今回の監査の結果、この協定に沿って、多種多様な事業において両大学の有する専門的なスキルを活かした連携・協力が行われていることを確認した。こうした取組により、墨田区ならではのまちづくりが進みつつあると認識する。特に、学生が本区を単にキャンパスが存在する場所というだけの認識にとどまらず、区や地域の各種事業に企画の段階から参加し、運営に貢献していることは、新たな息吹を実感させる動きであり、区民活動の活性化に資するとともに、学生自身の成長にもつながると考える。そのような学生が、区に愛着や親しみをもち続け、大学卒業後も引き続き区政の伸展に寄与することを望むものである。

こうした教員や学生の既成概念にとらわれない柔軟な発想と斬新な知見を区政に積極的に注入することによって、区民の

(2) 大学との連携の取組について

教育委員会では、千葉大学との連携において、区内小・中学校の教員と連携した、PISA型リテラシー育成のための授業開発及び評価問題の作成、わんぱく天国の充実に関する研究委託等、大学の有する専門的なスキルを活かした連携・協力を行っている。引き続き、学校教育や社会教育に関する施策と大学の知見とが融合した事業の推進に努めていく。

潜在的ニーズを掘り起こすことができるとともに、区と両大学の三者の持てる力を相乗的に発揮することにより地域の様々な課題解決にもつながるものと考ええる。また、現在、大学と具体的な取組をしていない部局においても、機会をとらえて何らかの連携をしたい意向があることも確認された。今後、大学との連携の取組が全庁的に広がることを期待する。

これからも、大学のあるまちづくりを推進するために設立した公民学連携組織「アーバンデザインセンターすみだ(UDC すみだ)」、地域と大学の交流広場として整備した「キャンパスコモン」の活用をはじめ、大学の人的・知的・物的資源を融合し、区の施策と密接に結びつけることにより、効果的な施策が展開され、大学のあるまちとして発展することを願うものである。

P T A退任役員に対する感謝状の贈呈について

墨田区教育委員会感謝状交付基準要綱第2条第3号、細目基準地域教育支援課第16号、17号及び18号に基づき、退任した連合P T A本部役員、単位P T A会長及び単位P T A本部役員に対し、感謝状を贈呈した。

(贈呈基準)

「P T A役員に対する感謝状贈呈基準（基準1）」

2 (1) ロ 単位P T A会長として在職した者で、同会長、副会長、会計、書記又は庶務として、通算5年以上在職したもの。

No.	被贈呈者	該当職歴	贈呈年月日	贈呈主体
1	すずき たけし 鈴木 武史	第二寺島小学校 会長・副会長・庶務	令和6年5月25日	教育長名
	計	1名		

(贈呈基準)

「P T A役員に対する感謝状贈呈基準（基準1）」

2 (1) ハ 連合P T Aの副会長、会計、会計監査、理事又は書記として、引き続き1年以上在職したもの。

No.	被贈呈者	該当職歴	贈呈年月日	贈呈主体
1	じんば ふみえ 神馬 文恵	中P連 (吾嬬立花中学校) 副会長	令和6年5月31日	教育長・ 連合P T A会長連名
2	いしげ かつこ 石毛 加津子	中P連(桜堤中学校) 会計	令和6年5月31日	教育長・ 連合P T A会長連名
	計	2名		

(贈呈基準)

「P T A役員に対する感謝状贈呈基準（基準1）」

2 (1) ニ 単位P T Aの副会長、会計、書記又は庶務として、通算5年以上在職したもの。

No.	被贈呈者	該当職歴	贈呈年月日	贈呈主体
1	かなまる のぶえ 金丸 信恵	桜堤中学校 副会長・ 書記・庶務	令和6年4月26日	単位P T A会長・ 教育長連名
2	たむら ひろみ 田村 ひろみ	第二寺島小学校 書記・副会長	令和6年5月25日	単位P T A会長・ 教育長連名
3	すずき ともこ 鈴木 智子	第二寺島小学校 書記・副会長	令和6年5月25日	単位P T A会長・ 教育長連名
	計	3名		

※ 中P連＝区立中学校P T A連合会